

石綿含有産業廃棄物に関する許可の取扱いについて

令和3年3月に環境省の石綿含有廃棄物処理マニュアルが改訂され、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものが、石綿含有産業廃棄物である汚泥に該当する場合があることが明記されました。

これを踏まえ、令和3年10月1日から、宮城県における石綿含有産業廃棄物の取扱いを、以下のとおり変更します。

変更点

1. 産業廃棄物収集運搬業・処分業における石綿含有産業廃棄物の対象に「汚泥」を追加します。

変更前	変更後
「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」 の <u>3種類</u> の産業廃棄物が対象	「汚泥」「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」 の <u>4種類</u> の産業廃棄物が対象

2. 産業廃棄物収集運搬業で石綿含有産業廃棄物を取扱う場合、「汚泥」の運搬容器が必要です。

変更前	変更後
申請時に、3種類の廃棄物を処理基準を満たして運搬するための容器（フレコンバッグ等）が必要	石綿含有産業廃棄物である汚泥を取り扱う場合は、申請時に、フレコンバッグ等に加え、 耐水性プラスチック袋等の容器が必要

経過措置

現在、宮城県で産業廃棄物収集運搬業の許可をお持ちの方について、石綿含有産業廃棄物である汚泥の取扱いは、許可証の石綿含有産業廃棄物の記載に応じ、下表のとおりとします。

許可証の記載	事業範囲に「汚泥」を含む	事業範囲に「汚泥」を含まない
石綿含有産業廃棄物を含む	<u>取扱い可能です（手続不要）</u>	取扱いできません
石綿含有産業廃棄物を除く	取扱いできません	取扱いできません
石綿含有産業廃棄物に関する記載なし	取扱いできません	取扱いできません

※ 経過措置で取扱い可能な場合は、次回の許可申請時に石綿含有産業廃棄物である汚泥を収集運搬するための容器（耐水性プラスチック袋等）及び事業計画を確認します。

※ 経過措置で取扱いできない場合で、新たに取扱う場合には、事業範囲変更許可申請が必要です。

※ 手続きについての詳細は、許可を受けた保健所又は循環型社会推進課へお問い合わせください。

石綿含有産業廃棄物の取扱いの注意点

石綿を含む産業廃棄物の区分

石綿を含む産業廃棄物の取扱いの区分は次のとおりです。

排出の方法	区分	廃棄物の例
大気汚染防止法第18条の17の規定による「届出対象特定工事」から排出されたもの	廃石綿等 ※特管産廃	石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐被覆材
上記以外の工事から排出されたもので、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの	石綿含有 産業廃棄物	石綿含有成形板、石綿含有ビニル床タイル、石綿含有仕上塗材、石綿含有下地調整塗材

※ 石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものについては、これまで施工時の工法が吹付け塗りかにより、廃石綿等とするか石綿含有産業廃棄物とするかが分かれていましたが、今後は全て石綿含有産業廃棄物に区分されることとされました。

※ 石綿含有産業廃棄物のうち、石綿含有仕上塗材、石綿含有けい酸カルシウム板第1種が廃棄物となったもの、石綿が付着しているおそれのある用具又は器具が廃棄物となったものは、比較的石綿の飛散性の高いおそれがあることから、排出や処理時の取扱いには留意が必要です。

石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものの取扱い

石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、比較的石綿の飛散性の高いおそれがあることから、従前の措置に加えて、以下の対応が必要です。なお、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、除去された工法によって「汚泥」に該当する場合があります。

排出時点

- 飛散流出防止のため、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を行うこと。
- こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい。

収集運搬

- 飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包の状態のまま運搬すること。

埋立処分

- こん包して収集・運搬されたものは、こん包した状態で埋め立てること。
- 汚泥に該当し、含水率が85%を超えるおそれがある等の場合には、排出時に固型化、薬剤による安定化等の措置を講じることが有効である。



二重こん包の例
環境省石綿含有廃棄物
マニュアルより引用